

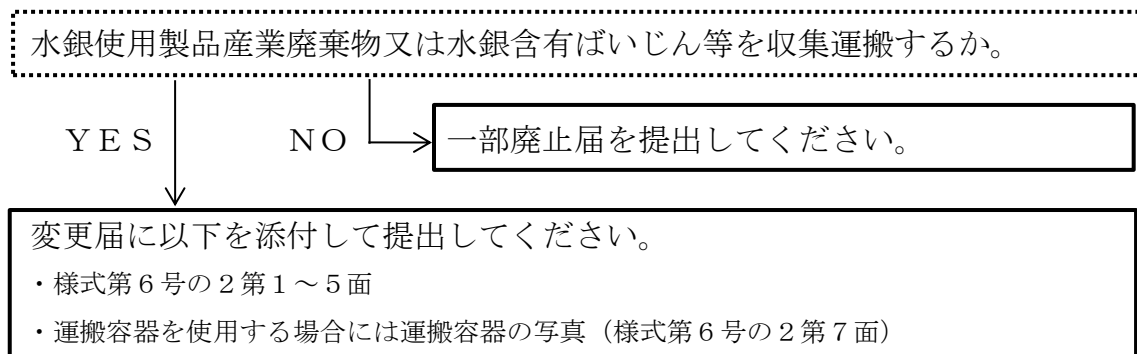
許可証の書換えに関する手続きの流れについて

許可証の書換えに伴う届出は、以下に従って届出書を提出してください。
 なお、記入例は以下のページに掲載していますので、参考としてください。

○ <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/junkan/2017100100001.html>

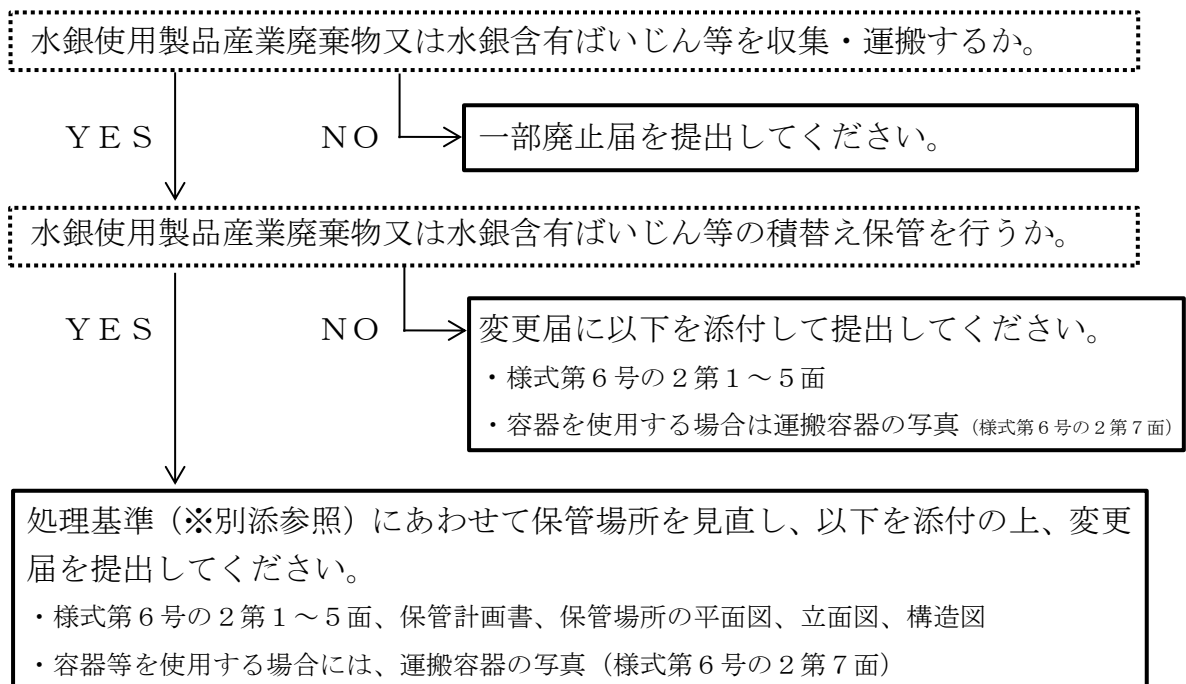
1 収集運搬業（積替え・保管を除く）

- ・許可証の書換えは、更新許可、変更許可及び変更届出時に許可証の書換えを行います。許可証の書換えを早期に希望する場合は、以下のフローチャートに従って届出を提出してください。
- ・なお、水銀使用製品産業廃棄物を収集運搬する場合には、破碎することのないような方法により、他のものと混合するおそれのないように他のものと区分して行う必要があります。（※別添 1、2 参照）



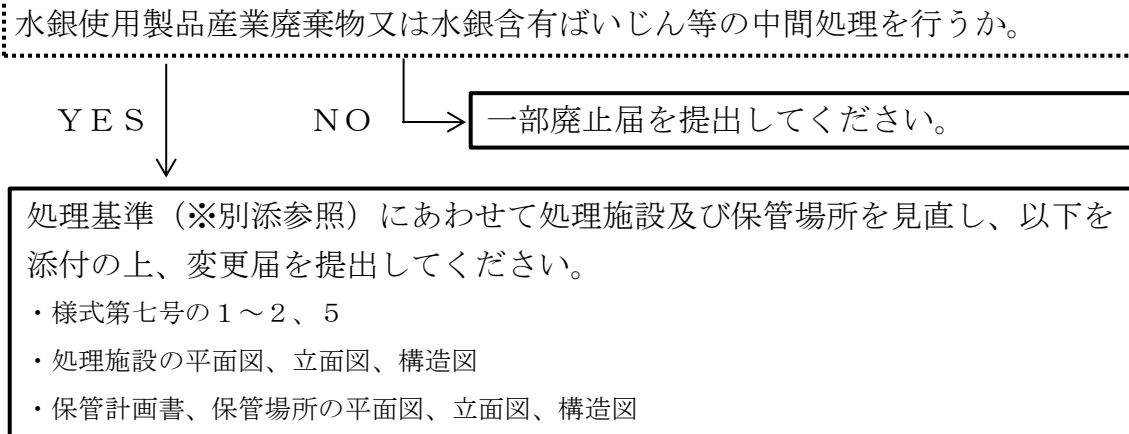
2 収集運搬業（積替え・保管を含む）

- ・許可証の書換えは更新許可、変更許可及び変更届出時に許可証の書換えを行います。許可証の書換えを早期に希望する場合は、以下のフローチャートに沿って必要な手続きを行ってください。
- ・水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、平成 29 年 10 月 1 日より処理基準（※別添 1、2 参照）が適用されますので、処理基準を満たす必要があります。



3 中間処分業

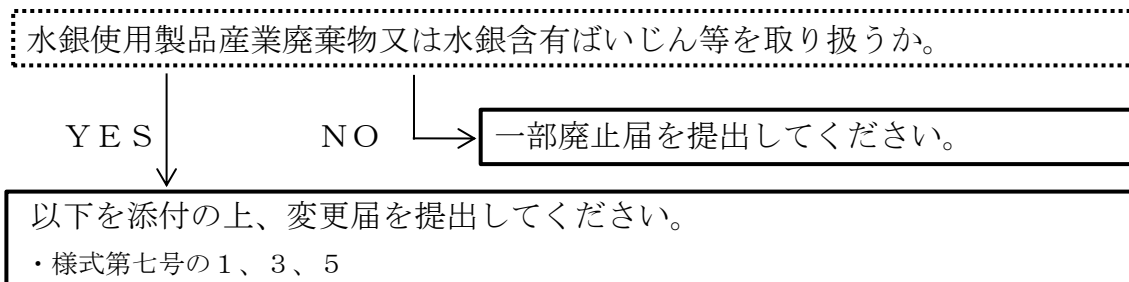
- ・許可証の書換えは更新許可、変更許可及び変更届出時に許可証の書換えを行います。許可証の書換えを早期に希望する場合は、以下のフローチャートに沿って必要な手続きを行ってください。
- ・水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、平成29年10月1日より処理基準（※別添1、2参照）が適用されますので、処理基準を満たす必要があります。



4 最終処分業

○ 遮断型最終処分場、管理型最終処分場

- ・以下のフローチャートに沿って必要な手続きを行ってください。
- ・水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取り扱う場合、平成29年10月1日より、処理基準（※別添1、2参照）への適合が必要となりますので、留意してください。



○ 安定型最終処分場

- ・平成29年10月1日から、安定型最終処分場に水銀使用製品産業廃棄物を埋め立てることは禁止されます。このため、安定型最終処分場については、許可証に「水銀使用製品産業廃棄物を除く。」旨を記載します。平成29年10月31日までに一部廃止届（他の施設で水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取扱う場合にあっては、変更届）提出してください。

10月31日（火）までに一部廃止届を提出してください。